

経過措置につきましては、別途本法の施行法案を提案いたし御審議を煩わずのこと取り違んでいる次第であります。

第二に、本法案では中小規模の事業者、労働者、その他の者の協同組織であることを見つけています。これまでには、戦争中の統制的な組合の時代から的情勢もあって、協同組合に大規模の事業者が加入し、協同組合という機構の中に隠れて他の事業者の事業活動を支配し、排除するといふ懸念がないでもなかつたのであります。が、協同組合はこれを働くまで中規模の事業者、労働者、その他の者自身の組合にしなければならないのであります。一方で、本法案は、その目的においても、組員の資格についても、また独立禁止法との関係におきましても、この点をはつきりさせているのであります。他方、從来は協同組合と独立禁止法、事業者団体法との関係が必ずしも明確でなかつたために、折角各種の協同組合制度があつても協同組合が安定した活動を行ひ得ない懸念があつたのであります。が、誰がみても小規模の事業者の相互扶助組織であると認められるものについては、法律上も明確な線を引きまして、安心して活動ができるというようにならに致したのであります。

合ができるだけ官廳から切り離してこそ、組合の自主性を確立しようとしているのです。又組合内部の運営についても、從来やもすれば外部からする組合の支配、一部の組合員による独裁がありました。これを防止するため、役員の組合決議による選任の方式を選舉方式に改め、出資の口数を制限し、員外理事を廃止し、役員の兼職を制限する等の規定を設けまして、眞に組合員の意思によつて運営される組合のできることを期待しているのであります。

第四は、本法案では、協同組合の事業の種類により、それぞれの具体的な事情に応じて事業が活発に、或いは確実に行われるよう配意していることとあります。先ず、事業協同組合にありますては、從来認められていた事業の地位に組合員の福利厚生事業、団体協約の締結等の事項を加え組合員の経済的地位の向上を期しております。一方、信用事業はその機能を確実に果すということに特に意を用いる必要があると認められますので、預金の受入と資金の貸付を併せ行うのは、それだけの仕事を運営する信用協同組合に限ることとし、一般の事業協同組合が信用事業を兼営することによって資金操作上の危険を招くといふがごときことのない事みずからの方による相互保険の途をよりに配慮致しているのであります。又保険協同組合を新たに設けまして、中小規模の事業者、労働者、その他の

経済九原則の実施により異常な困難に直面せんとしております中小企業が今後よつて以て立つ手段は、基本的にはその組織化と相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にはないのであります。私共いたしましても、この協同組合の組織を前提として各種の施策を推進めて参りたいと考えているのであります。本法案の制度は中小企業界の齊しく渴望しているところであり、中小企業界幸げてその速かな実施を望んでいると確心しているのであります。何ぞ慎重御審議の上一日も速かに御賛成を賜らんことをお願いいたす。

する制度は、農業、水産業、消費生活の三協同組合制度を除いてはすべて中小企業等協同組合に纏める意味で、商工協同組合法、林業会法、市街地使用組合法を廃止し、森林業法中森林使用組合法を廃止し、森林業法中森林使用組合法を廃止し、森林業法中森林使用組合法を廃止することにいたしております。尙ほ森林業法に全く塩業組合も、旧塩業專法が別途提出される新塩業專法によって廃止され、組合に関する規定は削除されることになりますので、中小企業等協同組合に纏めることになるわけでありります。

税務、有償証券発行税、課税及び地方税法による不動産取徴等の適用につきましては、旧農業会から新農業協同組合へ移り變りの時の取扱と同様とし、法規の改正ということのために起る不自然な課税といふことのないように配慮しております。

大体以上の通りであります。最も申上げました通り、本法案は中企業等協同組合法案と表裏一体をなものですので、兩者を一體とえられまして慎重御審議の上兩法案に一日も速かに御協賛賜らんことを願いたす次第であります。

内に所要の手続を経て新らしい組合に組織變更する」とができるようになります。そこでこれらの旧組合で、新法施行後八ヶ月を経過したときに現に存するものは、単位組合的なもの、連合会的なものすべて、その時に解散することになります。

既存の各種の組合で連合会的なものについては、新法の協同組合連合会についての規定は新法施行後八ヶ月を経過した時から施行ということにして、新法に基く連合会への移行は認めないことにしてあります。その財産については、既存の連合会的な組合の組合員である里位組合が新らしい組合となり、それらを会員とする新らしい協同組合連合会ができた場合には、財産分担の協議をしその承繼をすることがで

○政府委員(小林英三君) 総説明申上げます。

我が國の重要な基礎産業である鉄鋼生産を恢復し、その自立性を確立するには、他の諸産業の復興と輸出振興の本地からして、極めて緊急を要する」と考えられるのであります。

幸いにして終戦後は戰災くず並びに兵器、艦艇等の解体鉄くずの豊富な供給と、連合軍司令部の奸意による鉄石、石炭の輸入により、鉄鋼の増産を着々と進行致しまして、昨年度は普通鋼材百二十万トンの生産計画を完遂達成したのであります。本年度に於いては更に目標を五割方引上げ輸出向六十五トンを含む百八十万トン計画を樹立いたのであります。が、本十四年度より、

上御くと案と見と供は誰はかはじ

拓いたのでありますて、予てから要望されておりま一一二三〇四七一二二二

不自然な課税などといふことのないよ

きるようにして、財産の不必要な分

—

3

しくどうか、重点のところをお話を承つて、然后、理事会を以て、交際

から、この問題を解く上で、前述のスケジュールをどういうふうに組んで行くか、こういう考え方あります。

案、それから協同組合による金融事業に関する法律案といふものが、非常に關係が深いござりますので、これの説明も承つて置く必要があるのじやないかと、こう考えておりますが、如何ですか。

重点を置いて、通商産業省設置法案といふものの御説明を願いましようか。
○政府委員(小林英三君) それでは大体この通商産業省設置法につきましての大体の御説明を申上げたいと存じます。

義から、進んで國際通商中心主義に切り換え、一日も早く我國經濟の自立を達成することを決意し、從來の商工大臣を解体致しまして、ここに全くあらわなる構想の下に通商産業省を設置するに至つた次第であります。

る輸出事務はこの通商振興局で取まとめて処理することとなつております。次に、通商企画局は、單一為替レートを設定し與機とする国際経済体系との接觸に備えますためにも、又急速なる経済安定を目指とする本年度の嚴格なる

ら言われたように、一つ一つ採り上げて、その都度お聴きして行つた方が、消化し易いような気がするのですが。

○栗山重光案 この五つの法案で、大体政府の方が希望される成立の順序は

どういう具合になつておりますか。

五十九中
で、この工業標準化法案、これは參議院の先議になつております。後は衆議

院の先輩になつております関係で、若

してきおそれならば、工業標準化法案を御審議願つたらと考えております。そ

これから順次やつて頂いたらと思つております。

○栗山良夫君 私が先程申上げました

のは、月曜日からの委員会で、ただ一つの法案に対する審議しながら、そろそろ

うことを固く申上げたのではないの

で、一つやつても一向構わないわけです。重點をそういう工夫に置いて頂き

たいと、こうことを申上げたのです。そ

それで差しり先端にかつておる工業標準化法案ですが、これについてもう少し

政府の方の説明をお聞きしたいと思
います。

○委員長(小畠哲夫君) そういう進行

で如何ですか。

○委員長(小畠哲夫君) それではそうち

いり遊行の仕方をすることとしますし、尙ちよつとお詣りをいたします

が、公報にこの委員会の付託ではありませぬか。通商産業省設置未

西蜀王業省設圖說

義から、進んで國際通商中心主義に切り換へ、一日も早く我國經濟の自立を達成することを決意し、從來の商工を解体致しまして、ここに全くあらわなる構想の下に通商產業省を設置するに至つた大第であります。

法案の詳細な内容につきましては、審議の途上、逐次御説明申し上げるところいたしたいと考えますが、以下その概要を申し述べますならば、通商產業省は、通商關係部局及び輸出品生産原局からなる本省、國内資源に関する行政を掌る資源廳、從來の特許局に相当する特許廳並びに工業技術廳及び小企業廳から構成されております。なお、通商關係事務の重要性に鑑みまして特に通商監を設け、大臣を補佐して通商に関する事務を整理せしめることとなつております。

先づ第一に、本省は大臣官房並びに通商局、通商振興局、通商企業局、通商化學局及び通商鐵局の八局から構成せられております。通商局は、通商に関する政策並びに物資需給計画及び輸出入計画を立案しその推進を図ります。又この局におきましては、輸入物資がどとなつておられます。通商振興局は、生産計画に重要な役割を果すことに鑑みまして、輸入に関する業務を掌る、ととなつております。通商振興局は、通商局が主として政策面を担当致します。又輸出に関する事務は通商產業省所管の物資につきましては後程御説明致します通り、夫々物資別の局で担当致しますが、他省所管の物資に関する事

る輸出事務はこの通商振興局で取まとめて処理することとなつております。次に、通商企業局は、單一爲替レート設定を契機とする国際経済体系との接触に備えますためにも、又急速なる経済安定を目指すとする本年度の厳格なる財政金融政策に対応致しますためにも、國內産業の徹底的な企業合理化を促進することが急務となつて参りました現状におきまして、企業合理化に関する調査、指導及び啓蒙を行うことを主たる任務とするものであります。

次に、通商鐵道局以下五つの物質別別の局が設けられていますが通商鐵道局におきましては、輸出品の大宗をなす織維工業品の生産と輸出並びに國內外原料品の配給に関する事務を掌り、通商雑貨局におきましては、輸出用雑貨工業品と生活用品との生産と輸出に関する事務を、通商機械局におきましては、機械器具、自動車等の生産と輸出に関する事務を、通商化學局におきましては、化學工業品の生産と輸出並びにアルコール専賣に関する事務を、又通商鐵鋼局におきましては、鉄鋼の生産と輸出に関する事務を掌ることとなつております。

以上が本省機構の概観であります。

次に通商産業省の外局と致しましては、資源廳、工業技術廳、特許廳及び通商鐵鋼局の五局から構成されております。この中小企業廳の四廳が設置されることとなつております。

先づ第一に、資源廳はその長を長官と致しまして、通商と比較的の関係の乏しい資源関係の局を取扱ふこととして、長官官房の外石炭管理局、石炭生産局、鉱山局、鉱山保安局及び電力局の五局から構成されております。このうち、石炭管理局におきましては主と

ませんけれども、通商産業省設置法一議題になつております法案との関連に

明確します通り、大々物資別の局で組むの五局から構成されております。この

して從來の石炭廳の管理局、配炭局及び亞炭局の所掌事務を、石炭生産局においては、生産局、開発局及び資材局の所掌事務を掌り、又、鉄山局は從來の鉄山局の、電力局は電力局の所掌事務を掌ることとなつております。又鉄山局は、別途今國会提案の上綱審議を仰ぐこととなつております鉄山保険法の施行に関する事務を掌り、鉄業に関する保安を確保して鉄山労働者に対する危害を防止し、鉄物資源の合理的な開発を図ることを主たる任務とするものであります。石炭、鉄物、電力等の國內資源の開発と利用とは、從来商工業が最も力を注いで参りましたところでもありますし、又我國經濟復興のために今後とも益々強力な行政的措置を必要と致しますので、通商産業省の新機構におきましてはこれを独立の形態の普及を図ることを任務とするものであり、特許権は特許権その他の企業の科学技術に関する試験研究並びにその成果の普及を図ることを任務とする資源廳において所掌せしめることと致しました。次に、工業技術部は鉄工の工芸所有権に関する事務を掌り、又中小企業廳は中小企業の指導及び振興を図ることをその任務とするものであります。

以上が通商産業省の中央機構の概要であります。

では、現在の商工局と地方貿易事務局とを合体致しました通商産業局を全

國八箇所に設置しまして、本省並びに外局の事務を分掌せしめ、更に全國四箇所の主要炭田地域に石炭局を設置致しましたして、石炭鉄業の國泰管理に關係する事務を掌さざらしめることと致し

ました。なお、商工局の出張所は、これを七月三十一日まで存置せしめ、その間経済統制事務の地方廳移譲の準備を推進し、八月一日以後におきましては必要最少限度の地に通商産業局の分室等を設置することと致しました。なお主要貿易港の所在地には、通商事務所を設置しまして、通商關係事務の迅速な処理を図りたいと考えております。

以上申し述べましたところが、本法案の提案理由とその内容の概要であります。

が、政府におきましては、この法案

の一日でも早い実施によつて、相応の効果のあるべきことを確信し、且日本

経済の自立確立のためにも行政機構の

面において一日も速かにその態勢を整

備する必要があると考えまして各省設

置法に先立ち五月二十日の施行を目途

としてその準備を進めている次第であ

ります。

なにとぞ政府の意の存することを諒

とせられ、大局的見地より御審議御協

賛あらんことを切望致します。

○委員長(小畑哲夫君) 速記を止めて

下さい。

午後二時三十八分速記中止

○委員長(小畑哲夫君) 速記を始めて

下さい。本日はこれにて散会いたしま

す。

午後三時四十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 小畑 哲夫君

理事 山田 佐一君

栗山 良夫君

委員

廣瀬與兵衛君
中川 以良君
細川 嘉六君
鈴木 清雄君
小杉 繁安君
池田 好祐君
松田 太郎君
(商工次官) 松田 太郎君
(大藏事務官) 池田 好祐君
(大藏省銀行局
持株金融課長) 池田 好祐君

2 この法律において「鉄業権者」とは、砂鉄権者、旧重要鉄物増産法(昭和十三年法律第三十五号)

附則第三項の規定によりなその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権者及び石炭鉄業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)第十七條の規定による使用権者を含む。

3 この法律において「鉄山」とは、

鉄業を行ふ事業場をいう。

但し、

鉄物の掘採と繁密な闊連を有しな

い附属施設、当該鉄物の掘採に係

る事業を主たる事業として附属

施設及び鉄物の掘採場から遠隔の

地にある附属施設を除く。

4 この法律において「鉄山労働者」とは、鉄山において鉄業に從事する者をいう。

5 第三項但書の附属施設の範囲

は、省令で定める。

6 第三條 この法律において「保安」とは、鉄業に開する左の各号の事項をいう。

7 土地の掘さくによる鉄害の防

止その他の保安

(鉄山労働者の義務)

第五條 鉄山労働者は、鉄山におい

ては、保安のため必要な事項を守

らなければならない。

(保安教育)

第六條 鉄業権者は、鉄山労働者に

その作業を行うに必要な保安に関

する教育を施さなければならな

い。

2 省令で定める特に危険な作業に

ついて、保安のため鉄山労働者に

施すべき教育の程度及びこれを修

了しない者の就業の制限は、省令

で定める。

(機械、器具等に関する制限)

第七條 鉄業権者は、省令の定める

ところにより、機械、器具又は火

薬類その他の材料であつて危険性

の大きいものは、検定に合格した

ものでなければ、鉄山の坑内にお

いて使用し、又は設置してはなら

ない。

2 商工大臣は、鉄山において、実

て、その設置又は変更が完了した

ことができる。

職員に適用する。

が課長となる。

可を受けなければならない。これ

を変更するときも同様である。

2 鉱山保安監督部長は、理由を示して、特別掘探計画の変更を命ずることができる。

3 鉱業権者は、第一項に規定する

地下においては、特別掘探計画によらなければ、鉱物を掘探してはならない。

第二十四條 商工大臣は、鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、又はそのそれが多いと認める場合において、必要があるときは、鉱業権者に対し、その鉱業の停止を命ずることができる。

第二十五條 鉱山保安監督部長は、鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火氣の取扱その他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基く省令に違反していると認めるときは、鉱業権者に対して、その施設の使用の停止、改造、修理若しくは移轉又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

2 前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督部長は、商工局長に協議しなければならない。但し、急迫の危険のある場合は、この限りでない。

第二十六條 鉱業権者が消滅した後でも五年間は、鉱山保安監督部長は、鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に係る事項を実施するため必要な範囲内において、

鉱業権者とみなす。

第二十七條 商工大臣又は鉱山保安監督部長は、第二十二條第二項、

第二十三條第二項、第二十四條、

第二十五條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、その鉱業権者又は鉱業権者であつた者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行わなければならぬ。但し、第二十五條第一項の規定による命令をする場合において、保安に關し急迫の危険があるときは、この限りでない。

第二十三條第一項又は前條第一項、第二十二條、第二十四條、第九條、第二十一條、第二十八條、第五十一条第三項及び第五項の規定による附屬施設については、磨水、鉛さい及び鉛煙の処理に伴う鉱害の防止についてのみ適用する。

第三章 監督機關

(鉱山保安局及び保安監督部)

第三十二條 この法律を施行するため、商工省に内部部局として鉱山保安局を、並びに地方支分部局として鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部を置く。

2 鉱山保安局は、鉱業の保安に関する事務をつかさどる。

3 鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業以外の鉱業の保安に関する事務を、炭鉱保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業の保安に関する事務を分掌する。

2 鉱務監督官が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(保安図)

第二十九條 鉱業権者は、省令の定めるところにより、保安図を作成する。

2 前項の規定による保安図を作成するときは、鉱山保安監督部長は、商工局長に協議しなければならない。

第三十条 第六條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二

三十三条及び前二條に定まるものの（省令への委任）

第三十一条 第六條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二

外、鉱業権者が第四條の規定によつて譲すべき措置及び保安技術職員その他の鉱山労働者が第五條の規定によつて守るべき事項は、省令で定める。

(職員) 第三十三條 鉱山保安監督部に置かれる職員の種類及びその定員は、通じて別表第一の通りとする。

第三十四条 鉱山保安監督部の長は、鉱山保安監督部長とし、鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部の長は、それぞれ鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」といふ。）とする。

(鉱務監督官の権限) 第三十五条 鉱務監督官は、保安の監督上必要があるときは、鉱山及び鉱業の附屬施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に対して質問することができる。

(保安監督官の権限) 第三十六条 鉱務監督官が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(鉱山保安試験審査会) 第三十七条 鉱務監督官は、前項の申告をしたことを理由として、鉱山労働者に對して解雇その他不利益な取扱をすることはならない。

(鉱山保安試験審査会) 第三十八条 鉱山にこの法律又はこの規定に基く省令に違反する事実があり、且つ、危害を生じ、又はそのそれが多いときは、鉱山労働者は、その事実を保安監督部長に申告する。

(保安監督官に申告) 第三十九條 保安技術職員の國家試験を行い、及び保安技術職員の資格に関する事項を調査審議するため、商工省に鉱山保安試験審査会（以下「審査会」といふ。）を置く。

(審査会の委員) 第四十條 審査会の委員は、十人とする。

2 鉱業権者は、前項の規定による者のうちから、商工大臣が委嘱する。

3 审査会の委員は、十人とする。

2 前項の規定により鉱務監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(鉱山保安監督官) 第三十九條 鉱務監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十條 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十一條 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十二条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十三条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十四条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十五条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十六条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十七条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十八条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第四十九条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十一条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十二条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十三条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十四条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十五条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十六条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十七条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十八条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第五十九条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第六十条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

(保安監督官) 第六十一条 保安監督官は、前項の規定により鉱山保安監督官が律違反の罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察官として職務を行ふ。

らない。但し、組合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選舉権)

第十一條 組合員は、各々一箇の議決権及び役員又は総代の選舉権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九條の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選舉権を行うことができる。この場合にはその組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選舉権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正當な理由がないのに

に、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

(加入)

第十五條 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより

加入につき組合の承諾を得て、引受け組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第十六條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかるらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 組合員たる資格の喪失

一 死亡又は解散

二 除名

三 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

四 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

五 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

六 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

七 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

八 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

九 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十一 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十二 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十三 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

(退会)

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3 (法定脱退)

第十九條 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

五 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

六 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

七 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

八 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

九 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十一 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十二 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十三 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十四 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

十五 第百九條から第一百十一條の規定による公正取引委員会の審決

(設立準備会)

その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に無すべき損失額の拂戻を請求することができる。

2 前項の予告期間は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

4 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

3 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

4 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

5 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

6 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

7 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

8 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

9 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

10 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

11 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

12 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

13 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

14 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

15 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

(設立準備会)

第二十五條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成して、これを会議の日時及び場所とともに公表して、設立準備会を開くなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

4 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

5 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

6 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

7 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

8 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

9 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

10 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

11 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

12 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

13 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

14 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

15 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

16 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

17 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

18 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

(設立準備会)

その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に無すべき損失額の拂戻を請求することができる。

2 前項の予告期間は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

4 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

5 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

6 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

7 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

8 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

9 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

10 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

11 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

12 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

13 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

14 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

15 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

16 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

17 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

18 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

(設立準備会)

その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に無すべき損失額の拂戻を請求することができる。

2 前項の予告期間は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

4 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

5 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

6 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

7 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

8 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

9 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

10 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

11 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

12 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

13 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

14 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

15 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

16 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

17 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

18 前項の予告期間は、定款で延長することができる。

ないのにこれを拒んではならな

卷之二

第四十一條 総合員は、総合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができる。そのとき、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求
い。

があつたときは、理事は、その請

求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与へなければならぬ。

(民法及び商法の準用)
第四十二條 理事及び監事について
は、商法第二百五十四條第二項(取
締役と会社との關係)、第一百六十一
六條(取締役の責任)、第一百六十一
七條(取締役に対する訴)及び第一
二百八十四條(取締役及び監査役
の責任の解除)の規定を、理事に

第三十部 商工委員會會議錄第十三号 昭和二十四年五月七日 【參議院】

ついては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社代表）の規定を、監事については、商法第二百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帶責任）の規定を適用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その參事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

第四十六條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならぬ。

第四十七條 理事は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

組合員が組合員の五分の一以上との同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならぬ。

(総会招集の手続)

第四十九條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十一條 左の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 每事業年度の事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び収取の方法

五 その他定款で定める事項

（総会の議事）

第五十二條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十九條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

（特別の議決）

第五十三條 左の事項は、總組合員の半數以上が出席し、その議決権の三分の一以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 総合の解散又は合併

三 組合員の除名
四 営業の全部の譲渡
(商法の準用)

第五十四條 総会については、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害關係人の譲決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を適用する。この場合において商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十五條 組合員の総数が一百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会は代るべき総代理会を設けることができる。

二 総代は、定款の定めるところにより、総会において、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

三 総代の定数は、組合員の総数の十分の一(組合員の総数が二千人をこえる保険協同組合又は信用協同組合にあつては二百人)を下つてはならない。

四 総代の選挙については、第三十五章第四項及び第五項の規定を準用する。

三 組合員の除名

四 球藻の全般的な説明

では、商法
の議決権)、
総会の議事
係から第二
三百四十三
企業等協同
読み替える
る。総数が二百人
の定めると
るべき時代
るところに
組合員のうち
業の種類等
されなければ
員の総数の
數が二千人
又は信用協
合人)を下つ
は、第三十
の規定を準
ては、商法
の議決権)、
総会の議事
係から第二
三百四十三
企業等協同
読み替える
る。総数が二百人
の定めると
るべき時代
るところに
組合員のうち
業の種類等
されなければ
員の総数の
數が二千人
又は信用協
合人)を下つ
は、第三十
の規定を準

條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條の事項について譲りたことがない。

(出資一口の金額の減少)

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を譲りたときは、その譲りの日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対する異議があつて、一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者、定期積金の積金者及び保険契約者以外の知り合いの債権者は、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十七條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

(準備金及び繰越金)

第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余额の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の定額で定める準備金の額

は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のため補充する場合を除いては、取り扱うことはならない。

4 第七十條第一項第四号又は第十九條第一項第六号の事業を行ふ組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余额の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剩余金の配当)

第五十九條 組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同様第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十七條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者の異議が認められたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資額に応じてする剩余金の配当の率は、年六分をこえてはならない。

(組合の持分取得の禁止)

第六十條 組合は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂込済出資額に応じてしなければならない。

(組合の手続)

第六十三條 組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

(商法等の準用)

第六十六條 組合の合併については、商法第四百四條から第一百十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を承継する。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第六十四條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ組合において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な手續をしなければならない。

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 解散を命ずる裁判

2 組合は、前項の規定により解散したときは、退席なく、その旨を行政廳に届け出なければならない。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

二十二條、第二百二十四條、第二百二十九條、第二百二十八條、第二百二十條、第二百三十一條、第二百四十七條、第二百四十八條から第二百二十條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三百六十九條、第三十七條ノ二、第三百三十條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十八條まで及び第三百三十九條ノ三(法人清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三百三十八條から第四十條まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百四十七條(決算の取消)、第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

第七十條 事業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他の組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十五條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主なる事務所の所在地において、第九十一條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(解散の事由)

第六十二條 組合は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

第六十八條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、組合において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第百六十六條、第二百八十九條

二十二條、第二百二十四條、第二百二十九條、第二百二十八條、第二百二十條、第二百三十一條、第二百四十七條、第二百四十八條から第二百二十條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三百六十九條、第三十七條ノ二、第三百三十條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十八條まで及び第三百三十九條ノ三(法人清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三百三十八條から第四十條まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百四十七條(決算の取消)、第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

第七十條 事業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他の組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び

ばならない。

3 組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、組合は、総会の議決により、これをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知った時から二箇月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

(出資)

第八十二条 組合の総出資口数の過半數は、組合の行う事業に從事する組合員によって保有されなければならない。

(組合員の所得に対する課税)

第八十三条 組合員が組合の行う事業に從事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に從事する者に対して支拂う給料、賃金、費用、弁償、賞与及び退職給与並びにこれららの性質を有する給与と同一の基準によつて受けられるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。

(適用除外)

第八十四条 企業組合については、第一項第三号及び第八号、第五十一條第四号並びに第五十五條の規定は適用しない。

第五十九条 第二項及び第三項の規定

規定にかかわらず、剩余金の配当は、定款の定めるところにより、

年一割をこえない範囲内において拂込済出資額に應じてし、なお剩余があるときは、組合員が組合の事業に從事した程度に應じてしなければならない。

第七章 登記
(設立の登記)

第八十五条 組合は、第二十九條の規定による出資の拂込があつた日から二箇月以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 事業
二 名称
三 地区

四 事務所
五 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込済出資総額

六 在立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 役員の氏名及び住所
八 組合を代表しない理事があるときは、組合を代表すべき者の氏名

九 数人の理事が共同し、又は理事が參事と共同して組合を代表すべきことを定めたときは、そ

十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項の事項を登記し

なければならぬ。

(從たる事務所の新設の登記)

第八十六条 組合の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては同期間に

おいては三箇月以内に、前條第二項の事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内に、從たる事務所の所在地においては四箇月以内に、從たる事務所の所在地においては五箇月以内にすればよい。

(参事の登記)

第八十七条 組合が参事を選任したときは、二箇月以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行なべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(清算結了の登記)

第八十八条 組合が清算したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に、從たる事務所の所在地においては三箇月以内に清算結了の登記をしなければならない。

(清算登記所及び登記簿)

第九十条 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に、從たる事務所の所在地においては三箇月以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第九十一条 組合が合併したときは、各登記所に、事業協同組合登記簿、保険協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿及び企業組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十五条 組合の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二條第二項において準用する

記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十二条 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に、從たる事務所の所在地においては三箇月以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第八十一条第一項の規定を準用する。

(清算登記所及び登記簿)

第九十三条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に、從たる事務所の所在地においては三箇月以内に清算結了の登記をしなければならない。

(清算登記所と/or登記簿)

第九十四条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

(合併の登記)

第九十五条 組合が合併するときは、合併が必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二箇月以内に、從たる事務所の所在地においては三箇月以内に合併登記簿及び企業組合登記簿を備える。

(設立の登記)

第九十六条 組合の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二條第二項において準用する

一六

う組合で都道府県の区域をこえる
区域を地区とする組合（企業組合
を除く。）については組合の行う
事業の所管大臣、その他の組合に
ついては都道府県知事とする。

2 主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができ
る。

第九章 罰則

第一百四條 組合の役員がいかなる
名義をもつてするを問わず、組合
の事業の範囲外において、貸付を
し、若しくは手形の割引をし、又
は投機取引のために組合の財産を
処分したときは、三年以下の懲役
又は二十万円以下の罰金に処す
る。

2 前項の罪を犯した者には、情狀
により懲役及び罰金を併科するこ
とができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十
年法律第四十五号）に正條があ
る場合に適用しない。

第百五條 組合が第六條第三項の
規定に違反して届出を怠り、又は
虚偽の届出をしたときは、その組
合の理事は、三万円以下の罰金に
処する。

第一百六條 第七十一條第四項にお
いて準用する倉庫業法第八條第一
項の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は第七十
一條第四項において準用する倉庫
業法第八條第一項若しくはこの法
律第六條第三項若しくは第七十
二項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは脅迫した者

は、三十万円以下の罰金に処する。
2 組合の代表者又は代理人、使用
人その他の従業者が、その組合の
業務に関する前項の違反行為をし
たときは、行為者を罰する外、そ
の組合に対して同項の罰金刑を科
する。

第一百七條 左の場合には、組合の
理事若しくは監事又は清算人は、
一万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定に基いて組合
が行うことができる事業以外の
事業を営んだとき。

2 この法律に定める登記を怠つ
たとき。

3 第十四條の規定に違反したと
き。

四 第十九條第二項、第四十一條
第四項又は第四十五條第四項の
規定に違反したとき。

五 第二十七條第六項又は第五十
四條（既に準用する商法第二
百四十四條若しくは第六十九條
において準用する商法第四百十
九條の規定に違反して組合の讓
事録若しくは財産目録若しくは
借借対照表を作成せず、又はこ
れらの書類に記載すべき事項を
記載せず、若しくは不実の記載
をしたとき。

六 第三十一條又は第六十二條第
二項の規定に違反したとき。

七 第三十七條の規定に違反した
とき。

八 第三十九條又は第四十條（以
上の各規定を第六十九條におい
て準用する場合を含む。）の規
定に違反して書類を備えて置か
ず、その書類に記載すべき事項

を記載せず、若しくは不実の記
載をし、又は正当な理由がない
のにその書類の閲覧を拒んだと
き。

九 第四十二條において準用する
商法第二百七十四條又は第六十
九條において準用する商法第四
百十九條第一項の規定による調
査を妨げたとき。

十 第四十六條、第四十七條第二
項又は第四十八條の規定に違反
したとき。

十一 第五十六條第二項（第六十
三條第二項において準用する場
合を含む。又は第六十九條にお
いて準用する商法第四百二十一
條第一項に規定する公告を怠と
り、又は不正の公告をしたとき。

十二 第五十六條若しくは第五十
七條第二項の規定に違反して出
資一口の金額を減少し、又は第
六十三條第二項において準用す
る第五十六條若しくは第五十七
條第二項の規定に違反して組合
の合併若しくは事業の全部の讓
渡をしたとき。

十三 第五十八條、第五十九條又
は第八十四條第二項の規定に違
反したとき。

十四 第六十一条の規定に違反し
て組合員の持分を取得し、又は
質権の目的としてこれを受けた
とき。

十五 第六十九條において準用す
る商法第三十一條の規定に違
反して組合の財産を分配したと
き。

十六 第六十九條において準用す
る商法第四百二十一條第一項の
規定に記載すべき事項を備
えて置くべき事項を記載せ
ず、その書類に記載すべき事項

期間を不当に定めたとき。
十七 第六十九條において準用す
る商法第四百二十三條の規定に
違反して債務の弁済をしたと
き。

十八 第七十條第二項（第七十六
條第二項及び第七十九條第五項
において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）
の規定に違反したとき。

十九 第七十九條第二項から第四
項までの規定に違反したとき。

この法律施行の期日は、公布の日か
ら起算して一箇月を経過した日とす
る。但し、この法律中協同組合連合会
に関する規定は、この法律施行後八箇
月を経過した日から施行する。

第一百八條 第百十條において私的
の占有禁止法第四十條及び第四十六
條の規定を準用する場合の違反に
ついては、同法第九十四條及び第
九十四条の二の規定を準用する。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日か
ら起算して一箇月を経過した日とす
る。但し、この法律中協同組合連合会
に関する規定は、この法律施行後八箇
月を経過した日から施行する。

別表

連合会の種類	地
酒類の製造又は販賣の事業を 行う協同組合連合会	財務局の管轄区域
華たばこの耕作若しくは製造 したばこの販賣又は塩の製造若 しくは販賣の事業を行う協同組合 連合会	たばこの専賣法（昭和二十四年法律第 二号）第七十九條第二項の規定に より大蔵大臣が財務局長の職務を行 う者として指定する日本専賣公社の 役員又は職員の管轄区域
陸上運送業、小運送業、鉄道 及び軌道の用に供する機械器 具に関する事業その他陸上運送に 関する事業を行う協同組合連 合会	たばこの専賣法（昭和二十四年法律第 二号）第七十九條第二項の規定に より大蔵大臣が財務局長の職務を行 う者として指定する日本専賣公社の 役員又は職員の管轄区域
水上運送業及び港湾運送業そ の他の海運に関する事業を行 う協同組合連合会	陸運局の管轄区域
その他の協同組合連合会	海運局の管轄区域
中小企業等協同組合法施行法 (商工協同組合法等の廃止)	通商産業局の管轄区域

中小企業等協同組合法施行法 (商工協同組合法等の廃止)	法律第四十五号
第一條 左に掲げる法律は、廃止す る。	（要素業法の改正）
第二條 要素業法（昭和二十年法律 第五十七号）の一部を次のように 改正する。	第二十一條から第二十八條まで を次のよう改める。
第三條 第二十一條乃至第二十八條削除	第二十九條第一項及び第三十條第 一項第二号中「及統制」を削る。

商工協同組合法（昭和二十一年 法律第五十一号）	第二十二条第一項の規定に違反 して組合の財産を分配したと き。
林業法（昭和二十一年法律第 三十五号）	第二十九條第一項及び第三十條第 一項第二号中「及統制」を削る。
市街地信用組合法（昭和十八年 法律第四百二十一條第一項の 規定に記載すべき事項を記載 せず、その書類に記載すべき事 項を記載せず、若しくは不実の記 載をし、又は正当な理由がない のにその書類の閲覧を拒んだと き。	第二十二条第一項の規定に違反 して組合の財産を分配したと き。
十六 第六十九條において準用す る商法第四百二十一條第一項の 規定に記載すべき事項を記載 せず、その書類に記載すべき事 項を記載せず、若しくは不実の記 載をし、又は正当な理由がない のにその書類の閲覧を拒んだと き。	第二十二条第一項の規定に違反 して組合の財産を分配したと き。

第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項

十六 第六十九條において適用する商法第四百二十一條第一項の

林業会法（昭和二十一年法律第二十一条）市街地信用組合法（昭和十八年法律第三十五号）

第二十九條第一項及び第三十條第一項第二号中「及統制」を削る。

第三十條第二項及び第三十一條第二項を削る。

第三十七條及び第三十八條を大のよう改める。

第三十七條及第三十八條 削除

第四十條第一項、第四十一條及び第四十二條中「委託協同組合及合又ハ」を削る。

第四十三條中「委託協同組合及合又ハ」を削る。

第四十四條中「委託協同組合」を削る。

第四十五條中「第二十條若ハ第三十七條」を「若ハ第二十條」に改める。

第五十條中「委託協同組合又ハ」及び「委託協同組合若ハ」を削る。

第五十條中「委託協同組合又ハ」を削る。（現存する商工協同組合等）

第三條 この法律施行の際現に存する商工協同組合及び商工協同組合

中央会、林業会及び林業組合、市街地信用組合、委託協同組合並びに塗装組合及び塗装組合連合会

（以下「旧組合」と総称する。）に改めて、第一條に掲げる法律、改正前の委託協同組合並びに塗装組合（昭和二十四年法律第十五項の規定によりなお効力有する旧塗装法（明治三十八年法律第十一号。以下「旧法」と総称する。）は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2 旧組合であつて、この法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

3 裁判所は、公益上必要があると認めるときは、和解關係人又は行政の申立により、旧組合に対し、解散を命ぜることができる。この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

認めることは、和解關係人又は行政の申立により、旧組合に対し、解散を命ぜることができる。この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

（中小企業等協同組合への組織変更）

第四條 旧組合は、総会の議決を経て、前條第二項の期間内に中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第三十條第一項の規定による配当請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するもの）による中小企業等協同組合

（昭和二十四年法律第三十條第一項の規定による配当請求権）

4 旧組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を用賃しなければならない。

5 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏はその旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

6 前項の通知があつた場合には、第四項の規定を準用する。

7 第四項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の從事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前項の通知があつた場合には、第四項の規定を準用する。

9 第四條第一項の規定によらず、行政の認可を受けることを要しない。

10 第一條の場合において、旧組合の役員は、第六條の規定による役員の改選があるまで、組合の役員として、引き続きその職にあるものとする。

11 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

12 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

13 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

14 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

15 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

16 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

17 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

18 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

19 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

20 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

21 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

22 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

23 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

24 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

25 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

26 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

27 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

28 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

29 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

30 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

31 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

32 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

33 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

34 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

35 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

36 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

37 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

38 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

39 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

40 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

41 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

42 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

43 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

44 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

45 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

46 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

47 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

48 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

49 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

50 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

51 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

52 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

53 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

54 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

55 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

56 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

57 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

58 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

59 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

60 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

61 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

62 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

63 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

64 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

65 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

66 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

67 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

68 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

69 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

70 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

71 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

72 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

ず、行政の認可を受けることを要しない。

73 第二項の規定による中

小企業等協同組合への組織変更の変更は、旧法の規定にかかるわら

又は農業協同組合は、組合の組合を経て、第三條第二項の期間内に、農業協同組合又は農業協同組合の組合

財産の分離に関する協議を求めることができる。

場合において、その取得につき登録の記を受けるときは、その登録税の

2 前項の事業組合が同項の規定により信用協同組合になつた場合における、その事業組合が無限責任

第五條第一項中「日本馬事会」の下に「父ハ委託業、林産業若ハ

合」を加え、「委託協同組合」、

「林業会、林産組合」及び「植

業組合運合會又ハ塩業組合」を削除する。

(登録税法の改正)

第二十三條 登録税法の一部を次の

ように改正する。

第十九條第七号中「商工協同組合中央会」の下に「中小企業等協同組合」を「商工協同組合法」の下に「中小企業等協同組合」を次のように改正する。

(印紙税法の改正)

第二十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項十一ノ二号中「市街地信用組合」を中小企業等協同組合に改め、同條同項第十二号中「水産加工業協同組合連合会」を加え、「委託協同組合」、「林業会」及び「商工協同組合」を削る。

第五條第六号中「塩業組合」を「塩業ニ關スル中小企業等協同組合」に、同條第六号ノ七及び第九号ノ三中「市街地信用組合」を「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合」に、同條第六号ノ七及び第

一號ノ事業を行フ協同組合連合会」に改める。

(所得税法の改正)

第二十五條 所得税法(昭和二十二年法律第三十七号)の一部を次の

ように改正する。

第十九條 第二十六條 法人税法の一部を次の

ように改正する。

第十九條第七号中「商工協同組合」の下に「中小企業等協同組合(企

業組合を除く。)」を加える。

(地方税法の改正)

第二十七條 地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六十七條第二項第五号の次に次

の一号を加える。

(事業者團体法の改正)

第二十八條 事業者團体法(昭和二十三年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。

第五ノ二中小企業等協同組合

(事業者團体法の改正)

第二十九條 事業者團体法(昭和二十二年法律第一百九十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五條第六号中「市街地信用組合」を「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合」に改める。

(金庫緊急措置法の改正)

第二十六條 法人税法の一部を次の

ように改正する。

第二十七條 地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六十七條第二項第五号の次に次

の一号を加える。

(印紙税法の改正)

第二十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四條第一項十一ノ二号中「市街地

地信用組合」を中小企業等協同組合に改め、同條同項第十二号を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「二、市街地

地信用組合法(昭和十八年法律第

四十五号)」を「二、旧市街地

信用組合法(昭和十八年法律第

四十五号)」に、「二、林業会法

(昭和二十一年法律第三十五

号)」を「二、旧林業会法(昭和二

十一年法律第三十五号)」に、「二、

商工協同組合法(昭和二十一年

小企業等協同組合法(昭和二十

年法律第五十一号)」を「二、

商工協同組合法(昭和二十一年

小企業等協同組合法(昭和二十

年法律第五十一号)」に改める。

(金融機関経理応急措置法の改正)

十一年法律第六号)第二十七條

第一項第一号

第八條中「市街地信用組合」を「信

用協同組合、中小企業等協同組

合法第七十九條第一項第一号」に

事業ヲ行フ協同組合連合会」に

改める。

(國民貯蓄組合法の改正)

第三十一條 國民貯蓄組合法(昭和

十六年法律第六十四号)の一部を

次のように改正する。

第一條第三号中「市街地信用組合、

商工協同組合」を「中小企業等協

同組合」に改める。

第二條第四号中「市街地信用組合」

を「信用協同組合、中小企業等協

同組合」に改める。

第三條第二項を適用する場合に限

る。)の適用については、第二條の規定にかかるとおり、(前項の例による。

附 則

この法律は、中小企業等協同組合

法施行の日から施行する。

第四條第一項中「市街地信用組合

貯金」を「信用協同組合等貯

金」に改める。

(法律の改正)

(國務法令改正の経過規定)

第三十三條 旧組合については、第

二十一條、第二十二條、第二十四

條、第二十五條及び前四條の規定

にかかるとおり、この法律施行後で

も、なお從前の例による。

(罰則の経過規定)

第三十四條 この法律施行前(旧組

合)については、第三條第一項の規

定により効力を有する旧法の失効

前にした行為に対する罰則の適

用については、この法律施行後(旧組合)については、同條同項の規定

により効力を有する旧法の失効

後)でも、なお從前の例による。

(委託業法の罰則の経過規定)

第三十五條 委託業法第三十一條第

三項、第三十九條及び第五十一條

(但し、第三十九條において第二

十�第二項を適用する場合に限

る。)の適用については、第二條の規定にかかるとおり、(前項の例による。

附 則

この法律は、中小企業等協同組合

法施行の日から施行する。

第四條第一項中「市街地信用組合

貯金」を「信用協同組合等貯

金」に改める。

自轉車競技法の一部を改正する

法律案

自轉車競技法(昭和二十三年法律第二

百九号)の一部を次のよう改める。

第一條第一項中「市」を「市町村」に、

「指定市」を「指定市町村」に改める。

第四條中「指定市町村」に改

める。

第六條中「指定市の市長」を「指定市

町村の市町村長」に改める。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

この法律は、公布の日から施行する。

本院議員原健三郎君外六名提出の右案

請願(第七百九十六号)

本所昇格及び小高支所設置の請

願(第七百六十二号)

岡山縣の電力増強対策に関する請願(第八百二十九号)

本所昇格及び小高支所設置の請

願(第七百九十六号)

猪苗代、八戸及び日和田、平間

の各發電所間に送電線新設の請

願(第八百二十九号)

本所昇格及び小高支所設置の請

願(第八百六十四号)

岡山縣の電力増強対策に関する請

願(第八百六十八号)

家庭燃料用加工安増産等に関する請

願(第二百九十一号)

九州地区的自家發電業者に対する

國家補償の陳情(第二百九十一号)

鉱山保全に関する陳情(第二百八

六号)

鉱山保全に関する陳情(第三百

四号)

參議院議長 松平恒雄殿

衆議院事務総長 大池 真

第七百一十六号 昭和二十四年四月
十五日受理

常磐茨城地区炭鉱復興に関する請願

請願者 芙城縣議會議長菊田七平
招議員 三日 乙未

紹介讀書 桑田政次君

常磐多城町の各炭鉱は、政府の一貫した援助と炭鉱所在町村の協力によつ

て、終戦後の経済復興に極めて大きな

寄与をしてきた。しかるに近時單なる

低品位炭の需要減を理由に、これを規

格外とするとの風聞があるが、もしこれが事実二十しば、こゝの表はの用意

これが事実とすれば、これら炭鉱の自然的没落に伴い、失業者の流出、生活難ニ

による思想の悪化等國家的にも社会的に

も極めて大きい問題である。又一方低

品位炭の需要減については、プール運

貨制の適正化、選炭技術の高度化等に

以上で終和し、高級券の保全策実施等に止む解決できると思われるから、從

業員及び家族の生活擁護、関係町村の財政維持等のため、常磐地区炭鉱の復興を図られたいとの請願。

第七百六十二号 昭和二十四年四月
十六日受理

詩酒顯者
福島縣伊達郡川俣町字鐵
龜丁四二萬易系角人頭號功二業

十四、七福島縣絲人絲織物工業
協同組合理事長 黑工義人外十

卷之三

紹介議員 油井賢太郎君

福島縣特産の輕目羽二重は、いわゆる

川俣羽二重と称し、内外にその名声を

博しているが、殊に近時米國における

輸出貿易界に重要な地位を占めてゐる。

しかして輸出羽二重の生産地である福井、金沢にはいづれも國営鐵維製品検

査所が設置されているにもかかわらず、福島県にはこの施設がなく、出荷の促進、あるいは技術の改善に不利不便が大きいから、輸出貿易振興のために、鶴岡鐵錬製品検査所川俣支所を本所に昇格するとともに小高支所を開設せられたいとの請願。

第七百九十六号 昭和二十四年四月
十八日受理

岡山縣の電力増強対策に関する請願
請願者 岡山縣知事 西岡廣吉外
四名

紹介議員 島村 軍次君

終戦後における岡山縣の工業振興は非常に著しいものがあり、これら需用電力に対する供給電源は、日本発電株式会社岡山給電所系統で、水力発電は最大六万五千キロワット、火力発電力は可能出力四方キロワットであり、豊水時における現在の需給状態はほぼ均衡しているが、例年の湯木水時においては水力発電力は二万キロワットに低下することと常であつて、現在のように六万ボルト送電線による関西からの約二万キロワットの受電と火力発電力では到底十分な生産を挙げることができない状態であるから、電源の開発及び電力供給の増強を図られたいとの請願。

第八百二十九号 昭和二十四年四月
十九日受理

猪苗代、八戸及び日和田、平間の各変電所間に送電線新設の請願

請願者 宮城縣仙台市表小路一東
北興業会社内 宮脇參三

紹介議員 橋本萬右衛門君
十和田、田沢及び猪苗代の三大貯水池

をもち、更に将来只見川の一大電源の開発が期待されている東北地方においては、皮肉にも主要送電幹線の行轄りによって、関東、関西よりも著しく電力使用の制約を受けて現下東北地方の産業振興のために大なる障害となつてゐる。

議事項の拡張、(四)取引高税の免除
(五)特別法人税課税の中止、(六)連合会の運営等について考慮された」との
諸願。

用して、良質加工炭を増産するとともに、妥当なる價格で家庭に配給しうるよう必要な措置を講ぜられたいとの陳情。

事項につき修正せられたいとの陳情。

五月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時鉄くず資源回収法案

臨時鉄くず資源回収法案

(目的)

第一條 この法律は、鉄鋼業その他鉄くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

(くず化物件の指定)

第二條 商工大臣は、鉄又は鋼(鋼以下同じ)を主要な材料とする物(國有の物を除く)で、左に掲げるもののうち、現に本來の用途に供せられていて、且つ、将来もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができる。但し、第二号の物件について、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

一 建造物 二 船舶 三 機械、器具、設備又は装置 四 車両

前項の指定は、同項の物件を鉄くすとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合でなければ行なうことができない。

3 商工大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知

するとともに、これを公告しなければならない。

第三條 前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者又は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による命令による命令により、商工大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(異議の申立及び利害關係人の意見)

第四條 くず化物件の所有者、占有者又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定によるくず化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、商工大臣に異議を申し立てることができる。

第五條 商工大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八月以内に、くず化物件審議会にはかかるて決定しなければならない。

第六條 審議会は、くず化物件に関する重要事項

2 審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議

3 第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

(報告、検査)

第七條 商工大臣は、くず化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対して、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認める事項につき、報告を命ずることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、商工大臣は、その職員にその者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又はくず化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができ。職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

(罰則)

第八條 審議会の会長は、商工大臣をもつて組織する。

第九條 審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、鉄くずの集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、商工大臣が委嘱する。

第十條 審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において手当及び旅費を受けるものとする。

第十一條 この法律に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は省令で定める。

(商工大臣の命令権)

第十二條 商工大臣は、経済安定本部監査が定める方策に基き、左の事項に關して、必要な命令をすることができる。

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年五月一日にその効力を失う。

3 前項の時までにした行為に対する罰則の適用に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

四、(商工委員会の命令権)

六頁 二段 三七行

誤 ○高橋龍太郎君 正

るこ指定の當否に關し意見述べ

件のとができる。

第六條 (くず化物件審議会)

(以下「審議会」という。)を置く。

第七條 審議会は、第四條第二項に規定するものの外、商工大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一 くず化物件の指定の基準に関する事項

二 くず化物件の解体を促進する方策に関する事項

三 前各号の外、くず化物件に関する重要事項

4 審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議

2 第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

2 第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする

くは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

1 第三條の規定に違反した者

2 第十二條第一項の規定による

3 前項の罪を犯した者には、情狀

若しくは引渡の制限若しくは禁止

により、懲役及び罰金を併科する

ことができる。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円

より、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡する

命令により生じた損失を補償す

る。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第十四條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

二 第十三條第一項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする

2 第十三條第一項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする

以下に罰金に處する。

1 第三條の規定に違反した者

2 第十二條第一項の規定による

3 前項の罪を犯した者には、情狀

若しくは引渡の制限若しくは禁止

により、懲役及び罰金を併科する

ことができる。

第十七條 前條第一項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする

2 第十三條第一項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第一項の規定による命令をする

(第十部)

昭和二十四年五月二十四日印刷

昭和二十四年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局